

## ○吉岡町住宅用太陽光発電システム等設置整備事業費補助金交付要綱

令和6年3月29日

訓令第17号

吉岡町住宅用太陽光発電システム設置整備事業費補助金交付要綱（平成24年吉岡町訓令第10号）の全部を改正する。

### （趣旨）

第1条 この要綱は、環境への負荷の少ないクリーンエネルギーの普及促進に寄与するため、太陽光エネルギーを利用した住宅用太陽光発電システム及び定置用リチウムイオン蓄電池システムを設置する者に対し、予算の範囲内で交付する吉岡町住宅用太陽光発電システム等設置整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し吉岡町補助金等交付に関する規則（昭和45年吉岡村規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 発電システム 住宅の屋根等に設置する太陽電池モジュールを用いて太陽光を電力に変換する設備であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。
- ア 低圧配電線（配電用変電所から電力を供給する配線のうち、100ボルト又は200ボルトの電線をいう。）と逆潮流有り（住宅の屋根等に設置された太陽電池モジュールが発電した電力が当該住宅において消費する電力を上回った場合において、余剰電力を再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第4項に規定する電気事業者（以下「電気事業者」という。）へ供給することができる仕組みであるものをいう。）で連系する設備であること。
- イ 設備を構成する太陽電池モジュールの最大出力（日本産業規格又は国際電気標準会議等の国際規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。以下同じ。）の合計値及びパワーコンディショナーの定格出力の合計値がそれぞれ10キロワット未満のシステムであること。
- ウ 太陽電池モジュールの出力状況等により、起動、停止等に関し全自动運転を行うものであること。
- エ 未使用のものであること。

- (2) 蓄電システム 定置用リチウムイオン蓄電池及び電力変換装置を一体的に備えた設備であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。

- ア 蓄電容量の合計が1キロワットアワー以上であること。
- イ 常時発電システムと接続していること。
- ウ 未使用のものであること。

### （補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 自ら居住する住宅（当該住宅が共有名義の場合は、共有者全員の同意を得たものに限る。本条において同じ。）に発電システムを設置（住宅を販売する事業者等により発電システムがあらかじめ設置された住宅を自ら居住する目的のために購入する場合を含む。）する事業
  - (2) 自ら居住する住宅に蓄電システムを設置（既存の発電システムと連系した蓄電システムを新たに設置する場合を含む。）する事業
- 2 前項の規定にかかわらず、集合住宅及び店舗併用住宅（居住部分の延べ床面積が2分の1未満のものをいう。）への発電システム又は蓄電システム（以下これらを「対象システム」という。）への設置は、補助対象事業としない。
- (補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 吉岡町（以下「町」という。）内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により町の住民基本台帳に登録されていること。
  - (2) 設置する発電システム（蓄電システムを設置する場合にあっては当該蓄電システムと接続する発電システム）について、電気事業者との間に電力受給契約を締結していること。
  - (3) 町税等（吉岡町税条例（昭和30年吉岡村条例第28号）第3条に規定する町税及び吉岡町国民健康保険条例（昭和35年吉岡村条例第63号）第11条に規定する国民健康保険税をいう。）の滞納がないこと。
- (補助金の額等)
- (4) 対象システムの設置に要する費用を負担していること。

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる対象システムの区分に応じ、当該各号に定めるところとする。

- (1) 発電システム 太陽電池モジュールの最大出力（単位はキロワットとし、少数点以下第3位を切り捨てるものとする。ただし、最大出力が4キロワットを超える発電システムにあっては、4キロワットとする。）の合計値に2万5,000円を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）
  - (2) 蓄電システム 5万円
- 2 補助金の交付は、対象システムごとに1世帯につき1回限りとする。
- (補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第3条の規定にかかわらず、吉岡町住宅用太陽光発電システム等設置整備事業費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号。以下「申請書兼実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、吉岡町長（以下「町長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 対象システムの仕様、規格等が確認できる書類の写し（蓄電システムを設置する場合は定置用リチウムイオン蓄電池の蓄電容量及び保証開始日が確認できる書類の写し）
- (2) 対象システムの設置に要した費用に係る領収書の写し及び内訳書の写し

- (3) 電気事業者との電力受給契約が確認できる書類の写し(発電システムを設置する場合に限る。) 及び電力受給開始日が確認できる書類の写し
  - (4) 竣工検査の試験記録書の写し (発電システムを設置する場合に限る。)
  - (5) 対象システムの設置状況が確認できる写真
  - (6) 対象システムの設置場所が確認できる案内図
  - (7) その他町長が必要と認める書類
- 2 申請書兼実績報告書の提出期日は、電気事業者との発電システムの電力受給開始日から起算して6月を経過する日（既に設置された発電システムと連系した蓄電システムを新たに設置した場合にあっては、定置用リチウムイオン蓄電池の保証開始日の属する年度の3月末日）とする。
- 3 補助金の実績報告は、規則第8条の規定にかかわらず、申請書兼実績報告書の提出により行われたものとみなす。  
(補助金の交付の決定及び額の確定)

第7条 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、補助金の交付を決定したときは当該補助金の額を確定し、規則第4条の規定にかかわらず、吉岡町住宅用太陽光発電システム等設置整備事業費補助金交付（不交付）決定通知書兼補助金額確定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに町長に吉岡町住宅用太陽光発電システム等設置整備事業費補助金請求書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付の取消し)

第9条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) その他町長が不適当と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、吉岡町住宅用太陽光発電システム等設置整備事業費補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により、当該補助金の交付の決定を取り消された者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第10条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、吉岡町住宅用太陽光発電システム等設置整備事業費補助金返還通知書（様式第5号）により、補助金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この訓令による改正後の吉岡町住宅用太陽光発電システム等設置整備事業費補助金交付要綱の規定は、前項に規定する施行の日以後に補助金の交付の申請がなされた補助対象事業について適用し、同日前に補助金の交付の申請がなされた補助対象事業については、なお従前の例による。  
(この訓令の失効)
- 3 この訓令は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第9条及び第10条の規定は、同日後もなおその効力を有する。

